

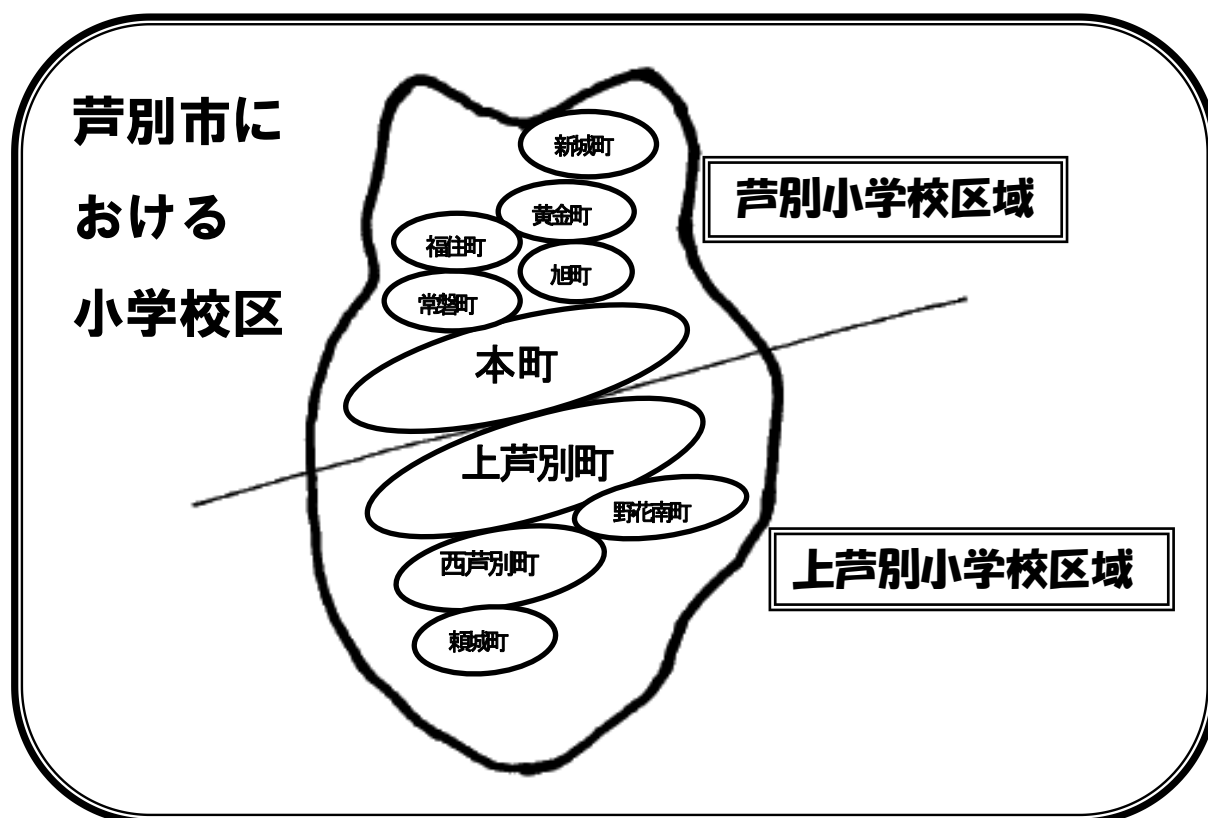
## 第5章 教育・保育提供区域の設定

### 第1節 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な教育・保育提供区域を定める必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。



## 第2節 教育・保育提供区域の設定

### 1 芦別市における教育・保育提供区域

芦別市全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	教育・保育の区域設定については、全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から芦別市全域を基本とします。なお、留守家庭児童会については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11事業	提供区域	考え方
<b>利用者支援に関する事業</b> 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とします。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とします。
<b>妊婦に対して健康診査を実施する事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> こんにちは赤ちゃん事業	市全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	市全域	市内全域とします。

<b>子育て短期支援事業</b> ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市全域	市内全域とする。
<b>子育て援助活動支援事業</b> ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市全域	市内全域とする。
<b>一時預かり事業</b> 幼稚園・保育所において、一時的に預かる事業	市全域	教育・保育施設での利用も含むため、市内全域とする。
<b>時間外保育事業</b> 延長保育・休日保育	市全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とする。
<b>病児・病後児保育事業</b> 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市全域	市内全域とする。
<b>放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）</b> 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施する。

